

## 徴収猶予の特例制度の概要

地：地方税法 法附則：地方税法附則

改正法附則：地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の附則 条例：池田市市税条例

要件	<p>以下の①②のいずれも満たす納税者または特別徴収義務者</p> <p>①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。</p> <p>②一時に納付または納入を行うことが困難であること。 <span style="float: right;">（法附則59①）</span></p> <p>※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れる。</p>
申請時期	<p>令和2年2月1日から6月30日までに納期限が到来するものについては、6月30日までに、以降に納期限が到来するものは各納期限まで</p> <p>※納期限が延長された場合は、延長後の期限</p> <p>※本人が新型コロナウイルス感染症に罹患したなど、やむを得ない理由がある場合は、例外的に申請の受付可能 <span style="float: right;">（法附則59①、改正法附則2）</span></p>
猶予期間	<p>各納期限から1年以内の期間 <span style="float: right;">（法附則59①）</span></p> <p>※中間申告による法人市民税は、確定申告書の提出期限までの期間</p> <p>※特例での延長は不可</p>
猶予する対象・金額	<p>令和2年2月1日から令和3年<b>2月1日</b>までに納期限が到来する市税（証紙徴収の税を除く）の全部または一部。 <span style="float: right;">（法附則59①）</span></p> <p>※令和2年度市民税・府民税普通徴収第4期分（令和3年2月1日納期限）は対象とならない</p> <p>※納付すべき税額から納付可能額を除いた金額を猶予する</p>
納入方法	<p>猶予する期間内で納付する。 <span style="float: right;">（法附則59①）</span></p> <p>※相談に応じて分割納付をすることは可能</p>
必要書類	<p>① 申請書【特例専用】</p> <p>② 収入減少を証明する書類（売上帳・給与明細書・預金通帳の写し等）</p> <p>③ 納付・納入が困難であること証明する書類（現金出納帳・預金通帳の写し等） <span style="float: right;">（法附則59②）</span></p> <p>※②、③の書類の提出が困難であると市長が認めるときは添付を要しない</p> <p>※聴き取り等にて対応 <span style="float: right;">（地15の2④）</span></p>
不許可とすることができる場合	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 猶予期間内に完納できないとき</p> <p>② 職員の質問に答弁せず、検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき</p> <p>③ 不当な目的で申請されたとき</p> <p>④ 上記に類する場合 <span style="float: right;">（地15の2⑨）</span></p>
通知	<p>次の場合に本人に通知する。</p> <p>① 許可した場合</p> <p>② 不許可にした場合</p> <p>③ 猶予を取り消す場合 <span style="float: right;">（地15の2の2）</span></p>

効 果	① 猶予期間内は新たな督促、滞納処分を行わない（交付要求を除く）。 ② 本人からの申請により差押を解除する。 (地15の2の3)
取り消し	次のいずれかに該当する場合 ① 財産の状況、事情の変化により猶予の継続が適当でないとき ② 繰上徴収事由が発生した場合 原則として本人の弁明を聞く必要がある。 (本人が正当な理由なく、弁明をしないときはその限りでない) (地15の3)
延滞金	全額免除 (法附則59③)
その他	時効は中断し、徴収猶予期間中は停止する。 (地18の2④)